

最終講義

私のアジア労働法研究

香川孝三*

1 はじめに

今日は忙しい中、私の神戸大学での最終講義のために、お出でいただきありがとうございます。最終講義といいましても、これが人生の最後の講義ではありません。人生の一区切りのための講義ということでございます。

結婚式、還暦のお祝いに続きまして、最終講義は3度目の晴れがましい行事であります。一方、これらは自分をさらけ出すという意味で、恥ずかしい行事でもあります。恥ずかしいという気持ちが強くて、最終講義を辞退される方もいると思いますが、自分の研究の歴史を振り返って整理するには、良い機会だと思い、最終講義をおこなうことにしました。

研究は東京大学大学院法学政治学研究科の修士課程に入学した時に始まります。そのころの法学系の大学院は研究者養成を目的としていました。現在の大学院は必ずしも研究者養成だけでなく、多様な目的で設立されていますが、私が入学した昭和42年ごろは、研究者養成が中心でした。したがって、将来大学や研究機関に入って、研究や教育を担当するという目的を持って、大学院に入学しました。大学院に入学すると、研究者の卵と見られ、自分もそのつもりでいました。研究や教育は自分にとって一番好きな分野だと思っていましたので、あまり迷うことはありませんでした。それから40年がたってしまいました。

今振り返ると、あっという間だったという気がします。

* 神戸大学大学院国際協力研究科教授（1994年4月～2007年3月まで）
神戸大学名誉教授
大阪女学院大学国際・英語学部教授

2 労働法研究をなぜ選択したか

今日のテーマは「私のアジア労働法研究」ですが、なぜアジア労働法研究をテーマとして選択したかを述べたいと思います。

最初に労働法をなぜ選んだかについて述べたいと思います。これは高校での体験が背景にあります。47年前の1960年香川県丸亀市にある私立大手前中・高等学校で、ストライキとロックアウトがおこり、生徒が労使紛争に巻き込まれたことです。私が高校2年生の時です。その紛争をかいつまんで説明したいと思います。この紛争についてきちんとまとめた文献はありません。学校側はいまわしい事件として隠しておきたいという気持が強いし、紛争の一方当事者である大手前中・高校教職員労働組合の先生方は、紛争後やめられて他の学校に異動されていきました。すでに亡くなられた方もおられます。そこで正確をきすために、丸亀市立図書館や香川県立図書館で調べました。ちょうど2006年11月11日に大手前中・高校創立100周年の記念の式典が開催され、それに参加する機会を利用して調べてきました。

大手前は1904年和洋裁の女学校として誕生しました。香川県は戦前には女学校が多く、女子教育が盛んだったことで知られていますが、大手前もその1つだったのです。第二次世界大戦後の1950年に、中高校の6年間の一貫教育をする男女共学の普通科の課程を設置しました。今は中高校の6年間の一貫教育がもてはやされているようですが、早い時期に設置された学校だと思います。私はその課程

の7回生として入学しました。紛争がおきたのは中学1年から高校3年までやっと揃った段階でした。学校の規模は大変小さく1学年70 - 80名ぐらいで、普通科では全部で500名足らずだったように思います。ただ戦前の女学校のつながりで、家庭科も設置されており、学校経営を支えていたと思われます。その両方含めても600名ぐらいの小規模な学校でした。従って、家庭的な雰囲気の色濃く存在していました。6年間いっしょに学んでいたことから、卒業後もそのつながりが強いような気がします。

そこに1959年に労働組合が組織されます。先生方は2種類の分けることができました。古くから大手前で教員として働き、学校経営者と苦勞して教育を支えてきた人と、大学を卒業して新たに教員として働き始めた人の2種類に分けられたと思います。学年が進行するにつれて、新規に雇用される若い先生方が増えていた時期だったからです。組合を結成したのは当然後者の先生方でした。授業時間は多いし、夏休みや冬休みには特別講習会が開催されており、先生方にとっては勤務時間が多かったと思われます。大学受験でよい結果を残そうと学校経営者は考えていたので、相当な詰め込み教育がおこなわれていました。その割りに給与が高くなかった。公立学校より低かったと思われます。そこで不満が生じてきました。学校経営者側は組合結成をけしからん出来事ととらえていたのではないかと、と思われます。そのことが紛争を長引かせ、全国的にも私学での労使紛争として歴史に残る

長期間の紛争につながったように思います。

組合が結成された翌年の1960年3月に活動の中心であった先生が解雇されました。4月16日に地労委に救済を申し立て、4月28日和解で解決しました。そのときに、自主的な交渉をおこなうことが和解条項に入っていました。その後、組合は7月4日に夏季手当と年休の付与を求めました。自主交渉では妥結にいたらず、地労委への斡旋申請がおこなわれました。夏季手当についての斡旋案を組合は認めましたが、学校側が欠勤防止対策を解決することを条件としたために、斡旋案は拒否されました。7月27日に非組合員に夏季手当が支給されましたが、これは組合員であることを理由とする差別であるとして8月13日、地労委に救済を申し立てました。その後の交渉で解決しないので、組合は11月14日からストライキに入ることを10月30日に宣言しました。これに対して学校側は11月11日にロックアウトを宣言して臨時休校し、11月16日まで続けました。ストライキの前のロックアウトですので、先制攻撃的なロックアウトとなり、違法の可能性がありました。臨時休校は1日繰り上げ、16日から授業を再開しました。ロックアウトは継続したので、非組合員だけによる授業でありました。当然平常どおりの授業はできませんでした。組合は教組本部や地評と組んで、ピケをはる方針を出しましたが、11月24日金子知事の斡旋で和解が成立しました。年休の20日間のうち、14日は休業日、6日は平常日にとることを認める、やむをえない場合は校長の許可で5日まで平常日にとれる。

正当な理由なく欠勤した場合は給与をカットする。特別に勤務したものに特別勤勉手当を支給する。35年度の夏季手当として本給プラス手当の1か月分とすることが合意されました。争議の責任者の処分が知事に一任された。11月25日から正常な授業が開始されました。約5か月間続いた紛争でした。

以上が紛争の経過ですが、この間生徒と父兄も当然紛争にまきこまれました。父兄は紛争の早期解決を求めましたし、生徒は組合側の立場に同情的であった者が多かったと思いますが、どうすればいいかわからず、右往左往していたように思います。学校側も組合側も生徒を巻き込みたくないと考えていたようですが、そのために情報が遮断されていました。

その中で私は特殊な立場におかれていたように思いました。私が大手前に入学したのは、大手前の創設者であった倉田の家と近い関係にあったからでした。倉田の家と私の実家とは、同じ村の同じ集落にあり、わずか100メートルしか離れていません。四国88か所の71番札所である弥谷寺（死者の霊の集まる場所として、下北半島の恐山、国東半島の六郷満山とともに知られています。弘法大師が子供のころ勉強したところとしても知られています）の近くにあり、創設者の長女と私の母とは、一緒に三豊女学校に通っていて、仲良しでした。普通科を設置したあと、ぜひ大手前に通わせてほしいという要望を受けていたようです。私と妹とも大手前に通いました。安い給与の中、2人も私立に通わせ、経済的

に大変だったであろうと思いました。母親が10年ほど小学校の教員をしていたことがあり、教育に熱心だったことから、2人とも私立に通わせたものと思っています。

一方、組合の委員長であった大川洸先生とは紛争当時、同じ下宿に住んでいました。高校1年の時、国鉄に勤務していた父が新居浜の方の駅に勤務することになり、家族全員で引っ越して官舎住まいをしましたが、学校を変わりたくないの、片道2時間かけて通学しました。しかし、高校2年になったとき、通学が大変だろうと、丸亀に下宿することになりました。そこにはすでに東京出身の大川先生が下宿していました。そのときには労使紛争がおきることも、大川先生が組合の委員長になることも予想もしていませんでした。紛争中、大川先生は組合のことを一言も述べませんでした。多分、生徒を紛争に巻き込みたくないと考えておられたものと推測しています。つまり、生徒を煽って紛争を有利に進めていると言われることを避けたかったのではないかと思います。それに情報がもれることも防ぎたかったものと思います。特に同じ下宿で、隣の部屋に住んでいましたので、神経を使っていたのではないかと想像しています。そのために、私は外部から見ると微妙な位置にあったことをその当時実感していました。そのためにかえって動けませんでした。同級生の中には組合の味方をして動いている人もいました。同級生の中には校長先生の次女がいましたが、彼女は当然校長先生の味方をしていました。学校側と組合側とに距離を

置いて、じっと観察することしかできませんでした。その結果、なぜ労使紛争がおきるのか、それをどのように解決できるのであるのかという問題に関心を持ち続けることになりました。

1960年には三井三池の大争議があり、安保条約締結問題で騒然としていた時期でした。1945年以降、大企業で争議がおこり、大企業の争議の最大のものが三井三池争議でした。1955年前後から、中小企業に争議が頻発した。大手前の紛争もその中小企業の争議の中に入ります。5か月に及ぶ紛争は、私にとって研究対象として労働法を選ぶきっかけとなりました。東京大学法学部に進学して、3年生の時に石川吉右衛門先生の労働法の授業を受けたとき、疑問を解決するのはこれだと思いました。先生の授業を聞いて、高校の時に疑問に思っていたことに回答が得られるかもしれないと実感しました。そこで労働法を勉強したいと思いました。石川先生に手紙を書いてその旨を伝えました。先生からの連絡で個人的に会うことができました。

その後、大手前が全国的に注目をあびたのは1975年9月10日に労働組合が再結成された以降でした。香川地労委、中労委、高松地裁、東京地裁、高松高裁、東京高裁、最高裁で多くの命令や判決が出ています。特に香川地労委と中労委のお得意様になっており、裁判所の判決も含めると、50件以上はあると思います。これらの紛争は主に大手前中学・高校の高松校（1957年に分校として設置、1973年4月に独立して大手前高松中・高校）でおきて

いますが、経営者は同じ一族の人達でした。最終的に紛争が終わるのは平成11年4月2日、東京地裁で和解勧告があって、双方がそれに合意して、それまでの訴訟をすべて取り下げ、地労委や中労委にかかっている申し立ても取り下げることになりました。それまで約20年にわたって紛争を繰り返していました。これほど学校での労使紛争で労働委員会や裁判所で繰り返し争われたことは歴史上ありません。中には注目される判決もあり、私自身は2件の判例評釈(ジュリスト875号、1081号、International Labour Law Reports vol.15)を書いています。それでささやかな原稿料をいただきましたが、母校でこのような事件が繰り返されることに苦言を呈する評釈を書きました。議論の対象となる判例を生み出したという意味では、労働法学に貢献した面もありますが、しかし、全体としてみれば、消耗な事件であったのではないかと思います。話し合いがうまくいかないのが、労働委員会や裁判所で争うために、よけいに目につきました。目についたのは私が労働法を勉強しているためかも知れません。日ごろから判決集や命令集を見ているせいかもしれません。紛争が継続していた割には、生徒数が激変することもなかったし、大学受験の結果はそれほど低下しないできており、創立百周年を迎えたことを考えると、労使紛争はなにだったのであろうかと思えます。今からみると、学校経営者側の労務管理のまずさと、それに抵抗する組合側、その組合に反発する非組合員の存在の3つのグループの動きの中で、教育レベルを下げない

でよくやってこられたと思います。今後お互いが話し合って解決に向かうことを希望する旨の文章を同窓会の名簿の記事の中で掲載しました(拙稿「労使紛争」会員名簿2000年版普通科創設50周年記念)。この労使紛争がきっかけで労働法学者の道を選択した者として、学校に一言申し述べたということです。長々と高校での労使紛争にふれましたが、いつかは、紛争の整理をしておきたいという思いがあったからです。このような経験をする高校生は多くないでしょう。日本がまだ貧しく、労使関係も成熟していない時代におきた学校での労使紛争から労働法への関心を深め、それを専門とする経緯をのべてきました。

3 アジアを研究領域としたのはなぜか

次にアジアを研究領域として選んだ点にふれたいと思います。アジアをやろうとはっきり決心したのは博士課程に進学してからです。修士課程では「順法闘争」をテーマに修士論文を書きましたが、それは日本を対象としていました。父が勤務した国鉄では、順法闘争がしばしばおこなわれており、その法律問題を議論しておきたいと思ったからです(その内容は拙稿「順法闘争の法理論」季刊労働法95号に掲載)。修士論文を書いているころは東大紛争がおこり、研究室が閉鎖されました。1969年1月18日の安田講堂での攻防の時には修士論文を提出した直後でした。その後研究室の閉鎖が解除されましたが、機動隊が打ち込んだ催涙ガスが充満し、研究環境は最悪でした。研究者になる道をあきらめた友人もお

りましたが、私はその道しか考えていなかったもので、博士課程に進学しました。将来できれば大学に就職したいと思っていましたので、大学紛争（闘争）は、大学教育のあり方を考える機会になりました。そのときには、学生の問題提起はするどいが、その具体的な解決策や政策論、その手法には同意しかねると思っていました。

紛争にどう対峙するかという問題を抱えながらも、今後の研究の方向を考えめぐねていました。修士課程にいるときに、アジアをやってみたいという気持を持ち始めました。そのきっかけを作ってくれたのは東京大学社会科学研究所におられた藤田若雄先生でした。藤田先生には企業や労働組合調査のイロハを教えていただきましたが、私にとってはアジアを研究する必要性を教えていただきました。当時、藤田先生は無教会派クリスチャンの戦争責任を研究されており、沖縄によく出かけられておられました。戦争責任を研究する上で日本人がアジアでなにをしてきたのかは重要な論点です。沖縄の延長にはアジアの問題があることを強調されておられました。さらに、昭和42 - 44年ごろには、日本の企業がアジア諸国に進出しはじめており、日本とアジアとの関係は今後深まるので、ぜひとも労働法や労使関係の分野でアジアを研究する者が必要になることを強調されておられました。それを受けてやってみようかという気になりました。

当時も現在も、労働法を研究する場合、日本だけでなく外国、特に先進国を取り上げて

研究するのが普通になっています。先進国から解釈や政策のヒントを得るという実践的ねらいがあって、先進国を取り上げるのが慣行になっています。その外国が私の場合、アジアの国々になっているということです。指導教官である石川先生にインドをやりたいという希望を述べたときに、特に反対はありませんでした。ただアジアの法律だけやっていると、日本の大学に就職することができないかもしれないので、日本の労働法の研究も平行してやるようにという指示がありました。当時、日本の大学でアジア法を教えている大学はほとんどありませんでした。中国法制史を教えている大学がいくつかあっただけでした。ましてアジアの実定法を教える大学はありませんでした。石川先生の心配がそこにありました。そこで日本の労働法とアジアの労働法の両方やることになりました。これは今も続いています。しんどいことですが、無駄ではありません。きわめて有用な効果をもたらしてくれたと思っています。

インドを含めてアジアを研究対象とすることに私なりの戦略がありました。研究者としての行き方として、2つの戦略があると考えました。1つは先進国を選んで、それまでの蓄積になんらかのプラスをもたらすことです。もう1つは、これまでほとんど蓄積のない分野で、あたらしく自分なりのデザインを描くというものです。後者の方が面白いのではないかと。日本はアジアに含まれており、アジアを抜きにして日本は存在しえないであろうし、今後、日本はアジアとのつながりは深くなる

であろう。こう考えて後者の道を選択しました。研究者としての存在価値を示すにはどうすればいいかという戦略を考えた結果、アジアを選択したのです。

労働法の花見先生が労働法学会の記念講演（花見忠「労働法の50年」日本労働法学会・労働法108号3頁）で、ご自分の50年におよぶ研究の歴史を整理されていますが、その中で法学研究者には2つのタイプがあって、体系創造型と問題提起型があるとされています。花見先生はご自分を問題提起型とされていますが、私がアジアを選択したこと自体が問題提起型になると思っています。日本はアジアに含まれながら、法学の世界ではアジアにはあまり目がいかないで、先進工業国にばかり着目する傾向があります。私がアジアに注目しはじめた約40年前はたしかにそうでした。アジアは後進国で、今後発展の望めない地域であり、停滞社会であるという位置づけでした。マルクス、マックス・ウェバーともに、アジアを停滞社会であるとしていました。日本はアジアとのつながりを無視しては国づくりができないことが明確であったので、今後アジア法研究の必要性が高まるであろうと予測し、アジアを研究領域にしたことは、問題提起を投げかけたことを意味することでしょう。政治学や経済学の分野と比べると、法学の分野でのアジア研究は現在でも不十分な状況にあります。それをなんとかしたいという願望を持ち続けています。アジア法学会の設立に積極的に動いたのも、その気持ちからでした。

アジアの中でどこから研究を初めればいいのか問題になりました。アジアの大きな国としては中国とインドですが、中国は当時文化大革命の最中であり、労働法どころではない状況でした。それではインドはどうかと見渡すと、東京大学東洋文化研究所にインドの文献がまとまってあるし、インド法制史の業績を持つ山崎利男先生がおられました。山崎先生はインド史を専門とされていますが、歴史学者も法律はきちんとおさえていくべきだという考えを持っておられます。第二次世界大戦後、日本ではアジア研究が禁止された時期がありましたが、アジア研究が復活したとき、インド研究が中心でした。日本がアジアとかわりを持つとき、東南アジアは戦争中、日本が占領していたために研究しにくい状況にあり、インド研究から再出発しました。その結果東洋文化研究所にインド研究者が複数おられ、文献もまとまって存在していました。山崎先生にもインドの労働法研究の可能性について相談をしましたところ、大いに励まされました。それに気をよくして、インドから研究を始めることにしました。しかし、法学政治学研究科では、インド労働法を研究対象としていることは、気が知れないことだったようです。労働法学会の際にも、よくなぜインドなのかと問われました。その質問をする人の顔には、役にもたない分野をようやるわという気持がでていました。それに対しては、にっこり笑って「変わっているでしょう」と答えていました。心の中では、今に状況が変わるぞと思っていました。当時は大学院や

学会では、変わった分野を研究する奇人の1人でした。

その当時でもすでにインドに進出していた日本企業がいくつか存在しました。旭ガラス、松下電器産業、日立製作所など、工場調査をさせていただいた企業が進出していました。しかし、その数は少ないし、インドは日本からは遠く離れていました。現在はBRICSの1国として今後経済成長が見込まれ、国内に大きな市場を抱える国として注目されています。昔は奇人でしたが、今は先見の目があったと言われています。評価ががらっと変わってきました。外からなにを言われても、自分の決めた道を追いかけることの大切さを感じています。

4 デリー大学留学

博士課程に進学して、テーマに選んだのは「インドのストライキ権」(アジア経済13巻9号、11号に掲載)でした。修士課程で順法闘争をテーマに選んでおり、同じ争議権にかかわる領域を選びました。インドではストライキが頻発していて、その法律問題が裁判所で争われていました。インドの労働法はイギリスのそれを継受しており、イギリスの労働法をどのように変容させて継受し、インドの労使関係に即した適用をおこなっているのかという問題意識で論文を書きました。

研究を進めるうちに、インドに留学したいと思いはじめましたが、当時はいまと異なり、大学院生が簡単に海外に出かけられる状況ではありませんでした。どっかの支援をうけな

いかざり留学ができない状況でした。インド政府の留学生制度がありましたが、奨学金が少なく生活が大変であると聞かされていました。タイミングよく文部省アジア諸国派遣留学生制度(現在は長期海外留学支援[国費派遣留学生]制度に吸収されている)ができました。これは35歳以下の若手をアジアに派遣して、アジア研究者を育成しようとするプログラムでした。5回目の派遣留学生に採用してもらいました。数少ないアジア法研究者の仲間として、アジア経済研究所に安田信之氏がいましたが、彼はアジア経済研究所からの派遣でインド最高裁判所付属のインド法律研究所に留学していましたが、彼がインドを離れたあと、デリー大学法学部大学院比較法コースに留学することができました(1974年12月から1976年3月まで)。このときには最初の就職先である富山大学経済学部在籍していました。当時の富山大学経済学部長の新田隆信先生の尽力で留学が可能になりました。富山大学に就職が決まったのは、藤田若雄先生と新田隆信先生とのつながりのおかげでした。ともに無教会派のクリスチャンで矢内原忠雄先生のお弟子さんでした。富山大学経済学部は学部内の対立から紛争が生じ、それが収束にむかい、学部の再建に取り掛かっている時期に採用になりました。新田先生が文部省とかけあって、留学生としてインドで研究できるチャンスを作ってくれました。文部省での面接試験では中根千枝先生と石井米雄先生ともう1人の先生が面接官でした。記憶に残っているのは、インドではストライキ中の

賃金が条件付ではあるが、支払われていることについての質問があり、それに対して、夫婦が喧嘩していても、夫が給与を妻に渡すのと同じではないかという回答をしたところ、中根先生が大笑いをしたことです。

インド留学のビザが下りるのに時間を要し、富山駅出発の際見送りをうけたのに、こっそりと富山に帰ってこざるを得ず、再び富山を出発した思い出があります。羽田空港から飛び立つときは、インドでの生活がどのようなものか予想もつかず、悲壮な覚悟で日本を離れました。妻と長男はあとからインドに来る予定にしていたので、先に1人でインドに向かいました。ニューデリーの日本大使館の近くにあるカプールさんの家に下宿させてもらいました。300坪以上の広いお屋敷で、日本大使館の独身男性を下宿させて以来、日本人がお世話になっていました。大手前での先輩であるアジア経済研究所の稲木絹代さんもお世話になっていました。同じころにはアジア経済研究所の井上恭子さんがいました。そのころデリー地区には日本人が100名ほど在留していましたが、ビールス性肝炎や Dengue 熱がはやっていました。井上さんも肝炎に罹って下宿で療養中でした。あとになって知ったことですが、住んでいる地区がマラリア汚染地区でした。カプールさんの孫さんがマラリアに罹ったことがありました。ひどいところにやってきたと思いましたが、そのうち慣れてきてデリー生活をエンジョイできました。寝る前には蚊を殺してから寝たのは言うまでもありません。夏には最高気温48度を

経験しましたが、計画的に停電になり、エアコンも使えない夜もありました。外で寝る人もいましたが、マラリアが怖いので、部屋で寝ましたが、一皮剥きたいと思うほどの暑さでした。夜十分寝られないので、昼寝が不可欠でした。1年後家族も合流し、カプールさんの家の前がアメリカン・スクールだったので、よく長男を連れてそこにいき遊ばせました。

私の趣味であるテニスは、インドで暮らすには体力をつける必要があり、そのためには定期的にスポーツをしたらいいというアドバイスを受け、それを実行したことから初まりました。日本大使館にあるテニスクラブに入会させてもらいました。日本人が少なかったため、大使館員以外の者も入会できたのだと思います。今であれば2000人を越えるので、入会できないでしょう。インド人のコーチに基礎から教えてもらいました。それが今もテニスを趣味とするきっかけとなりました。

デリー大学では労働法担当のクリシュナン先生 (P. G. Krishnan) のお世話になりました。研究室が狭く、2畳ぐらいしかありませんでした。本も10冊ぐらいが並んでいるだけでした。自分で本を買うことは少なく、図書館の資料を利用して研究されていたようでした。机の上の呼び鈴を鳴らすと、小使さんがやってきて、用事を命じている光景をはじめて見たときには、これがインド社会かと思いました。インド人大学院生2人を含めて3人でゼミが週1回ありました。それ以外は法学部やインド法律研究所、ネルー記念図書館を

利用して、インド労働法上の諸問題の文献を集めて勉強をしました。日本にはない文献を集めました。本はできるかぎり購入しましたが、雑誌論文は筆記しました。当時コピー代が1枚100円ぐらいでした。コピー代を安くするとタイピストが失業するからという理由からでした。文部省から1か月8万円(当時では2000ルピー)が送られてきていました。送金してもらうためにはクリシュナン先生のサインが必要でしたが、8万円は先生の給与の2倍にあたるので、先生の給与と同じぐらいが送られていますと嘘をついていました。2倍というと先生が気を悪くするのではないかと心配したためでした。文部省から送金してもらうのに東京銀行ニューデリー支店に口座をもうけましたが、それに期間を要しました。連邦銀行の許可が必要ですが、連邦銀行の職員がストライキをたびたびおこない、事務が停滞して口座許可を得るのに、3か月以上の期間を要しました。インドのストライキ権を勉強するいい機会になりました。授業料を払うのにも期間を要しました。大学の会計係に何度も足を運びましたが、決済が下りてないということで無駄足になりました。実際に支払えたのは1年後でした。いまだになぜそんなに期間を必要としたのか分かりませんが、スローな事務にいらいらさせられました。

デリー大学で勉強したあかしとして英語の論文をまとめました。Legal Status of Probationer in Industrial Establishments of Indiaという論文で富山大学日本海経済研究所年報2巻に掲載しました。これが私の最初の英語の

論文です。試用期間中の労働者が本採用を拒否された事例が裁判所で争われていることを知り、裁判例をいくつかのタイプに分けて整理した論文です。クリシュナン先生と議論しながらまとめた思い出のある論文です。

もっとも印象に残っているのはインドを見てやろうということで、インドの各地を旅行したことです。デリーからボンベイまで往復4000キロの自動車旅行を、東京海洋大学の伊勢田涼子さん、国立民族学博物館の押川文子さん(現在は京都大学地域研究統合情報センター)、大正大学の栗山秀純さんに元インド大統領のお抱え運転手の5名でおこないました。栗山さんとはカシミールから標高4000メートル以上の高さにある氷河を越えて中国国境近くのラダック地方に出かけ、赤頭派や黄頭派の仏教寺院をまわりました。当時は大学の探検部がでかけるような場所でした。10歳ぐらいの男の子が生き仏になっており、彼から頭が良くなるように頭を撫でてもらいました。多様なインドをこの目で見ることができました。

デリー大学留学は予定より半年早く帰国しました。アメリバ性肝炎の疑いがあるということで、1976年3月に帰ってきました。幸い、軽い症状でおさまりました。

その後、私は1982年4月に同志社大学文学部社会学科産業関係学専攻に移りましたが、同志社大学の在外研究制度でロンドン大学に留学し、その帰り、インドに立ち寄りました。デリー大学法学部の事務室で、クリシュナン先生が亡くなっていることを知らされました。

本当にびっくりしてしまいました。グルガオンに進出していたスズキの工場調査と一緒にしないかという提案を少し前に受けており、その打ち合わせができると思い、立ち寄りました。デリーに立ち寄るとい手紙への返事はなく、おかしいなと思っていました。先生が夜1人で大学の官舎にいるときに、強盗が入り、ピストルで殺されていました。先生の奥さんと3人の娘さんは外出していて無事でした。奥さんは弁護士として活躍していたので、生活に困ることはなかったようでした。先生の死を悼んで基金を作って、労働法を勉強する学生に奨学金を支給する制度を立ち上げていました。その基金にささやかな寄付をさせていただいて、日本に帰国しました。

もう1人、インドでお世話になったのはインド法律研究所で労働法を専門としていたアガルワル教授(S. L. Agarwal)でした。彼の家にお邪魔したこともあります。神戸大学法学部に客員教授として1年間ほど日本にいて、法学部の浜田富士郎教授がお世話をしていたのですが、白血病を発病し、神戸市民病院に入院しました。元気なうちにインドに帰ることになり、インドに帰国しましたが、1年もたたないうちに死亡されました。インド労働法研究で頼りにしていた2人が死亡したことは、インドから東南アジアへと研究をひろげる気にさせた要因の1つだったと思っています。

5 インド労働法研究のまとめ

私の最初の単著は『わが国海外進出企業の

労働問題 インド編』(1978年発行)です。デリー大学から帰国後、日本労働協会(その後日本労働研究機構、さらに労働研究研修機構と名称変更)が海外に進出している日本企業のための情報提供として「わが国海外進出企業の労働問題」というシリーズを出版していましたが、そのインド編を出さないか、についてはそのためにインドで工場調査をしないかという申し出を受けた。再びインドにいける機会なので、迷うことなく承諾しました。1977年8月6日から19日まで、佐々木正典(金属労協事務局次長)、丹埜久馬(日本在外企業協会業務部長)、歌田徳一(労働省労働組合課課長補佐)、住谷幹男(日本労働協会労働調査室)の各氏と私の5名でインドに調査に出かけました。インド全国労働組合会議、ヒンデュー労働者連盟、全インド使用者団体、インド経営者連盟、シュリ・ラム労使関係研究所、タタ社会科学研究所、日系企業5社等々を訪問しました。この本は私がすべて執筆しましたが、一緒に調査に出かけた人達の協力を得てまとめることができました。日本企業が本格的にアジアに進出しはじめ、現地でフリクションをおこしていたので、それをできる限りなくすための情報提供をめざしていました。このような研究への需要があることは、大いに研究の励みとなりました。

次に、『インドの労使関係と法』(成文堂、1986年発行)を出版しました。インドから帰国後、インドの労使関係法にかかわる論文を書き溜め、それをまとめたものです。これはインドの経済発展とのかかわりでインドの労

使関係法を分析したものです。つまり経済発展のためには労使関係の安定（産業平和）が不可欠であり、その安定と労使関係法がどうかかわっているのか、インドが継受したイギリスの法理とどうかかわっているのかという2つの側面から分析をおこないました。ポラントリズムを旨としていたイギリスの労使関係法に対して、産業平和実現のために政府の役割を重視するインドの労使関係法という対比で分析をおこないました。この本の出版には神戸大学法学部におられた石田喜久男先生と下井隆史先生の援助がありました。1987年度の優秀労働図書賞の候補作品になりました。

6 東南アジアへのひろがり

インドの労使関係法の本を出版したあと、どのように研究をひろげるのがいいか、悩みました。インドをさらに深く研究する道と、東南アジア、特にイギリスの植民地であったマレーシアやシンガポールへと研究をひろげる道の2つがありました。前者については東京外国語大学の中村平治先生からはぜひインド労働運動史をまとめてほしいという要望がありました。しかし、結果として後者の道を選択しました。そのきっかけは同志社大学の在外研究制度でロンドン大学英連邦研究所に籍をおいて研究することになったこと（1987年8月から1988年8月）。ただ、1987年10月から12月までの3か月は、ベルギーのルーバン・カソリック大学法学部で5年生を対象に日本の労働法の授業をしました。これは急遽、花見先生から頼まれたもので、花見

先生が忙しく出かけられないので、イギリスにいた私が授業をおこなうことになったものです。1回60分の授業を週3回おこないました。月曜から木曜は授業とその準備にあて、金曜日から日曜日はヨーロッパのいろいろな町に旅行にでかけました。日曜日の夕方までには帰ってきてテニススクールに通いました。ルーバン・カソリック大学からもらった報酬はその旅行で使ってしまいました。

授業は英語でおこないました。英語を母国語とはしていないベルギーですが、ベルギーの大学生は英語、フランス語、オランダ語、ドイツ語の4か国語ができるのは普通ということを知り、うらやましく思いました。50名ほどの学生が授業にでていましたが、あ那时的の学生がどうなっているでしょう。あの時、お世話にいただいたブランパン教授と、当時助手で現在は教授になっているクリス・エンゲルス教授にはお礼を述べたいと思っています。ブランパン教授の次男とよくテニスを楽しんだのも、懐かしい思い出です。このときの経験が、その後日本の労働法を英語で報告するきっかけとなりました。日本労働協会の紹介で *Employment Terms and Conditions in Asia/Pacific* の本に共同執筆することになり、それが1996年から現在まで続いています。これほど続くとは思っていませんでした。さらに、日本の最高裁判所の労働関係の判決にコメントを加えて、英語で紹介する仕事を15年以上続けています。先輩になる東京大学名誉教授で現在明治大学法科大学院の菅野和夫教授から引き継いで、一橋大学の中窪裕也教授と一

緒に担当しています。

ロンドン大学を在外研究先としたのは、インドから、マレーシア、シンガポールというイギリスの植民地だった国へ研究領域を広げることが決意していたので、イギリスにはぜひ行きたいと思っていました。植民地時代の文献はイギリスに集まっているので、それらを収集したいと思っていました。特に、シドニー・ウエップが植民地大臣の時に、植民地での労働組合登録制度についての重要な通達をだしており、それにかかわる文献を集めようと思っていました。そこでロンドンのキュー・ガーデンにある公文書館にはよく出かけました。そのときの資料をもとに出版したのが『マレーシアの労使関係法論』（信山社、1995年発行）です。マレーシアの労使関係法の歴史的展開と現行法の内容を分析した本です。特にイギリスで生まれた労働組合登録制度がインド、スリランカ、マレーシアへと移植されるにつれて、その性格が変化していき、ついに強制的な労働組合登録制度となった経緯を分析し、現在の政府が支配可能な労働組合制度へと変質し、それが経済発展のための産業平和を構築する手段として利用されていることをまとめました。そのことがマレーシアに進出した日系企業の労働組合対策にも影響を与えていることを述べました。労働組合の結社の自由を制限する政策を採用している国で日系企業にコンプライアンスを求めると、労働組合活動を否認する結果となってしまいます。それは国際労働基準に反することになり、やっかいな問題を提起して

います。アメリカは国際労働基準に反する行為を認めず、それを続けるのであれば、マレーシアには最恵国待遇をみとめないという脅しをかけており、マレーシアの経済発展にはアメリカへの輸出が不可欠であり、その批判をのがれるために考案された政策を分析しました。言い換えれば、グローバルな国際労働基準と発展途上国内の労働政策とのせめぎ合いの状況を描きました。この問題はマレーシアでは解決しておらず、今後も注目される論点です。

神戸大学に赴任して短期の在外研究が認められ、メルボルン大学アジア法センターに出かけました。期間は2か月でした（1997年6月から8月）。ここではオーストラリアのアジア法教育の現状を知ることに（拙稿「オーストラリアにおけるアジア法教育の現状」国際協力論集6巻1号）と、オーストラリアの労働協約制度がインドやマレーシアに影響を与えていることを確認するためでした。その結果、労働協約法理にオセアニア型があることを発表しました（拙稿「アジア諸国の労働法を考える視点」労働法91号）。

次に出版したのは『アジアの労働と法』（信山社、2000年発行）です。これはそれまで書き溜めたアジアの労働法にかかわる論文集です。アジアの労働法を分析する枠組み、アジアの公正労働基準、日本の労働組合とアジアのかかわりの3つの部分からなる論文集です。最初の問題は日本労働法学会で始めてアジアの労働法をとりあげ、そこで分析視角について報告した論文です。学会で取り上げられた

ということは正式に学会が認めたという意味で、大いに研究のはげみになりました。このときは5 - 6名ぐらいのアジア労働法に取り組んでいる研究者で、研究会を組織して学会報告の準備をおこないました。日本労働法学会での報告はこれで2度目でしたが、私の専門とする領域だけに力を入れました。分析視角として、経済発展と民主化を基準としてアジアの労働法を捉えるという報告をしました。研究会の中で議論から生れた仮説ですが、これからも、この視角でアジア労働法を資本主義国だけでなく、社会主義市場経済化の国にも広げて研究しようと思っています（英語で述べた論文として“A View to Research Labour Laws in South East and East Asian Countries” 国際協力論集14巻2号、2006年11月）。また戦前期日本の労働組合が垂細亜労働会議、太平洋労働組合会議を通じて、アジアの労働組合とつながりがあったことを実証したことです。日本では忘れ去られていた出来事であり、それを整理しておく必要性を感じてまとめたものです。さらに、国際労働基準に対して、アジアの特殊事情を強調して違った労働基準のあり方を模索する動きがでてきました。一定の経済発展を遂げたアジアが発言力を強めたことのあらわれでもあります。社会条項、児童労働、女子労働を素材にして、その動向を分析しました。

その後、労働法研究の対象国が増え、タイ、インドネシア、韓国、中国、ベトナムへと広がっていきました。これらは日本企業の進出先での調査がもとになって対象国が広がって

いったものです。中国、ベトナムへの調査によって社会主義市場経済国の労働法の研究を深めることができました。

7 労働法以外の分野へのひろがり

労働法以外の分野へも研究領域をひろげました。それは1994年4月神戸大学国際協力研究科に赴任したことがきっかけです。ここでは「アジア法」という授業科目を担当しましたが、それまでは労働法、国際労働法、社会保障法、産業関係論（労使関係論）、法学概論などを担当してきました。アジア法は神戸大学に赴任してはじめて担当した授業科目です。アジア法という広い領域と広い分野をカバーしているので、労働法以外のことも講義する必要があります。その中からうまれたのが、『政尾藤吉伝 法整備支援国際協力の先駆者』（信山社、2002年発行）です。政尾の存在は30年前ぐらいから知っていましたが、いつか伝記を書きたいと思っていましたが、伝記を書くにはある程度年をとってからと思い、長年温めていたテーマでした。アジア法の授業でも政尾のことにふれていたもので、本にまとめてみようと思いました。さらに、ちょうど日本で法整備支援事業が本格化しはじめており、日本法を海外に移転するのはこの法整備支援事業がはじめてであるという間違った理解があったので、それを正す必要があると考えたことも、まとめる動機になりました。政尾藤吉は日本では忘れられた存在になっており、法整備事業に携わっている人からも、そんな人がいたのですかという言葉をよく聞

きました。政尾藤吉はタイで法整備支援に従事しましたが、日本でタイの法律を研究する人が少ないために、忘れ去られたものと思われる。つまり、アジアの法律への関心のうすさが政尾藤吉を忘れさせたものと思われる。だからこそ、アジア法を教えている者が政尾藤吉を復活させる意義があると思っています。

アジア法の領域の中で法整備支援事業は重要な位置を占めるようになってきました。その法整備支援事業はベトナムからはじまっています。ベトナムへの関心を私が持つようになったのも、この事業のおかげです。国際民商事法センターを立ち上げる際に、担当の方が私の研究室を訪問されました。私は労働法を専門としているので、民法、商法、民事訴訟法は専門外ですが、必要であればいくらでも協力しますという返事をしました。その後、国際民商事法センターから仕事の依頼はありませんが、資料は送られています。このセンターは法務省の支援を受けており、法務省は民法、刑法、商法、民事訴訟法等を管轄しています。労働法は厚生労働省の管轄ですので、法務省が労働法分野の支援をすることはないでしょう。

1996年から法務省法務総合研究所の国際協力部を中心にして、JICAの枠組みで支援がはじまりました。そこでベトナム、カンボジア、ラオス、モンゴル等々からの法律家や行政官を集めた日本での研修の案内が届き始めました。それにはできるかぎり参加するようにしていました。アジア法に関する最新の情

報を入手できるのが最大の魅力でした。よくその会合で私は質問をしました。法務総研ではうるさいやつだと思っている人がいたようです。この年になれば、なにをいわれようと、あまり気になりません。いいことはいい、悪いことは悪いとはっきり言うように心がけています。大学の教師の特権は、やりたくないことはしないで済むことと、頭を下げたくない人には頭を下げなくて済むこと（花見忠「労働法の50年」前掲労働法108号3ページ）で、それでも飯が食えることだそうですから。

突然にふってわいたのが、在ベトナム日本大使館での勤務でした。外務省との人事交流の話が出てきたとき、当然若い人が行かれるものと思っていました。ともかく大使館勤務を終えても神戸大学に籍のある最年長者が私でした。研究科長にはなっていないので、その代わりに大使館勤務はどうかという話になったのではないかと考えています。当時、中堅や若手は独立行政法人に向けた作業に追われており、定年に近くなって、それほど学内行政に熱心でない私が海外に出かけることになったものと思っています。

どこで勤務するかというとき、タイとベトナムがすぐ浮かびました。タイは大使館が手狭で受け入れる余地はなかったようです。外務省人事課長はベトナムを薦めていました。服部則夫ベトナム大使は報道官時代に、国際協力研究科で講演をされたことがあって、引き受けてくれたようです。ベトナムを希望したのは社会主義市場経済での労働法の実態を見ることができると、日本の法整備支援事

業が最初におこなわれた国であり、その現状を見てみたいという願いを持っていたからです。幸い外務省がそれを認めていただき、1年半の外交官生活を体験することができました。「にわか公使」でしたから外交面での貢献はできませんでしたが、研究領域を広げることができました。公使ということで、秘書をつけてくれ、大使館の外での活動がいろいろできるようになりました。アン・マインさんという秘書で、お茶の水女子大学、横浜国立大学に留学し、法学修士を取った女性でしっかり者です。日本語、英語、ベトナム語の3か国語ができ、大変優秀な女性です。彼女に助けられているいろいろな機関を訪問して情報を入手することができました。訪問したい機関から拒否されたことはありませんでした。社会主義国なので、規制が厳しいだろうと想像していましたが、日本大使館のプレゼンスの大きさに驚きました。ただ訪問すると、日本側への要望がいろいろでてきて、その対応には迷いました。担当者に連絡することしかできませんでした。大使館も組織ですから、組織として動かしていく必要があります、その中でにわか公使がしゃしゃりすることは控えました。

大使館では、総務、政務、経済、文化、領事の5部門に分かれていましたが、私の仕事はそれぞれの部門の担当者から依頼が来て、それに対応することがメインでした。主に、文化広報を担当することになっていましたので、文化広報班からの依頼が多かったですが、それ以外の班からもありました。日時が経つ

うちに、私の関心がどこにあるかを知って、依頼が来るようになりました。その結果、大使館を代表してあいさつする仕事が多かったように思います。大使が出席すれば大使があいさつをしますので、大使が出席できない会合でのあいさつということになります。あいさつの内容は書記官が文章にしたものをくれます。それによってあいさつする場合もあるし、それから離れてあいさつする場合もありました。

日本人が35名ぐらい、ベトナムの現地の職員が40名ぐらいで、大使館としては中規模ということでした。週2回、日本人職員の連絡や審議をする会議があり、今のような案件が進んでいるかを知ることができました。その審議の中で、最終的に決定する際の基準が「国益をいかに高めるか」ということでした。なにを国益とするのか判断に迷う場合もあり、国益とはなにか十分には理解できませんでした。ベトナムと日本の関係は良好であり、ベトナムの経済発展が見込めることから日本から進出する企業が増加していること、日本から提供されているODAが、ODA全体では減少していたのに、ベトナムへは増加していること、日本への留学を希望する人達が増加していること等々の理由で、大使館員は多忙な勤務をしていたように思いました。しかし、その中で生活を楽しむ時間を工夫して、生活をエンジョイしていたように思います。日本の本省で勤務していることと比べると、余裕があったように思いました。土曜日、日曜日にはゴルフ、テニス等々を楽しむことが

できていました。私はもっぱらテニスに打ち込みました。ハノイ日本商工会のもとにできたテニスクラブに入会させてもらって、テニスを楽しむことができました。

勤務の合間に、国際協力研究科のホームページに「ハノイ通信」を掲載しました。その原稿は大使館内と外務省国内広報課でチェックを受けました。それがルールでしたので、やむをえません。時には私の知らなかったことを教えてくれたりして、プラスの側面もありました。それを中心として、帰国後『ベトナムの労働・法と文化 ハノイ滞在記』（信山社、2006年発行）を出しました。せっかくハノイで生活するので、その体験を1冊の本にまとめておきたいという希望を持っていましたので、時間を見つけては原稿を書きました。

国際労働財団、日本ILO協会、アジアボランティアセンターのスタディ・ツアーの事業を通じて、社会主義市場経済化の労働組合の役割を分析できたことは、今後のアジア労働法研究をおこなううえで、貴重な財産となりました。さらに法整備支援事業の実態を、JICAの長期専門家を通じて知ることができたのは、アジア法研究にとって新たな研究分野を拡大することにつながり、この分野での業績を生み出すきっかけとなったと思っています。金子由芳教授との共編で、『法整備支援論』（ミネルヴァ書房、2006年3月）を出版できるのも、そのおかげだと思います。この法整備支援事業は永遠に継続される事業ではなく、自立して立法や司法改革ができる力

をつければ、支援から手をひくことを前提としていますが、その過程で得られる情報や法整備支援についての基礎理論を考察できたことは、アジア法研究を進める上でプラスになっているものと思っています。まだまだ日本ではアジア法研究の認知度が低いですが、それを高めるのに大いに貢献してくれるものと思っています。

8 日本の労働法研究

私はアジア労働法と日本労働法の両方を研究するよという石川先生の教えに従ってきました。したがって50件ぐらいの日本労働法の論文や120件ぐらいの判例評釈があります。しかし、法解釈学は私があまり得意とする分野ではありませんので、労働法学会に貢献するような業績は上げていません。次々と新しい論点が議論されていますが、それらを追っかけることはできません、あとから落穂拾いするのがせいぜいです。日本労働法学会で生き残るための手段として、日本の労働法を研究してきたように思います。その中で、日本の労働法を海外に英語で伝える仕事をすることができたことが良かったと思っています。花見忠先生、菅野和夫、荒木尚志、山川隆一の各教授などが英語で本や論文を積極的に出されています。それを見習って、国際学会やシンポジウムで報告したり、労働に関する日本の最高裁判例のコメントを書きました。国際協力研究科に所属していることも、海外に情報伝達することに力を入れる動機となりました。

これまで書き溜めたものを集めて、『Japanese Labour Laws』という題の本をインドで出版することになりました。私の定年退職記念の本にする予定です。この本の出版にはジョン・ザカライア (John Zechariah) 教授の力を得ることができました。出版社もさがしていただいたし、英語の点検もしていただきました。彼がインドのプーネにあるスパイサー・メモリアル・カレッジ (Spicer Memorial College, 最近プーネ大学の傘下に入ったことを聞きました) の経済学の教授であった時期に、長期に2回日本に来ましたが、その2回とも私がお世話しました。最初は1990年から1991年にかけて同志社大学文学部社会学科に客員研究員として、2回目は2001 - 2年に神戸大学国際協力研究科に客員教授として来られました。外部の資金を利用しての来日でしたが、幸運なことに1発で認められました。私の推薦状が効いたかどうかは知りません。きっかけは、彼がアメリカに留学していて、日本の労使関係を研究したいという希望を持ち始めたころ、日本人のある研究者から、日本でインドの労働法を研究している人として私を紹介され、ただちに私に連絡をしてきました。それから交流が続いています。彼は日本にいる間に、松下電器産業労働組合と接触し、自ら立ち上げた NGO (Indian Society for Social Action) を支援を取り付け、学校をドロップアウトした人達の職業訓練校や、教育機関の少ない農村地区に英語で教える学校を設立しました。10年間、松下電産の労働組合の支援を受けて活動の基盤を整備し、現

在は優秀な学校として表彰されるまでになっています。彼がこのような活動をおこなうきっかけとなったのが、日本での研究であったようです。2006年3月にはじめてその活動の拠点を見ることができました。1993年、インドでの企業調査の途中で、プーネに寄ったとき、彼がインドとアメリカの労使関係についての本を出版したころで、その出版記念会に出席し、祝辞をのべました。このような交流が続いていたことから、彼に私の英語の本の出版の協力をお願いしました。忙しい中、快諾をいただき、出版にこぎつけることができました。インドでの出版の動機は出版費用が安くつくことです。出版社から言われたのは7800ルピー (2万5000円ぐらい) で、英語のチェックや編集に要する費用にあてるということでした。日本ではとても、この費用で出版はできないでしょう。今後、英語で出版を考えている人の参考になればと思います。

9 学外での活動

労働法は学外での活動の多い分野ではないかと思っています。主要な学外の活動だけを述べたいと思います。私にとっての最大の活動は金属労連 (IMF・JC) の西日本労働リーダーシップコースでの活動です。これは金属労連が専従の組合活動家を養成するための講座です。東日本では40年、西日本では38年続いており、日本でもっとも歴史のある組合活動家の養成講座になっています。金属労連は鉄鋼、電機、自動車、造船、機械の5分野の労働組合を組織する産業レベルの組織です。

これまで日本の産業をひっぱってきた基幹産業を組織しています。毎年1月の約3週間、京都にある関西セミナーハウスで泊り込みでの研修を提供しています。同じ釜の飯を食べた仲というのは、結束が固いように思います。このつながりが、労働運動を支えているように思います。私は25年ほど、講義、ゼミなどを担当し、運営にもかかわっています。私にとっても大変勉強になる場になっています。これまで西日本コースでは、1234名の修了生をだしています。現在連合の事務局長の古賀伸明氏も修了生の1人です。今後もっと女性が参加し、中小企業の労働組合の役員が参加することを期待しています。

同志社大学名誉教授の中條毅先生が中心になって組織した社団法人関西国際産業関係研究所（1988年3月認可）にも、社団法人設立前の立ち上げのことからかかわってきました。現在主任研究員となっています。労働問題についてのシンクタンクとして20年ちかく活動を続けてきました。関西地区の経営者、労働組合、研究者の3者で構成されており、研究会、講演会や出版事業を展開しています。ここで私はアジアの労働問題についての報告をおこなっています。実務家との接触ができ、貴重な情報入手の機会となっています。

阪神淡路大震災をきっかけにNPO法人アジアボランティアセンターの設立にもかかわり、2006年11月11日10周年記念大会を開催しました。代表は平田哲氏で、彼から声をかけられたとき、アジアから多くのことを勉強させてもらっているので、恩返しをしなければ

ならないと思っていた時でしたので、躊躇することなく設立に賛同しました。しかし、設立以来、経済的に苦しい状況が続き、最近になってやっと収支のバランスが取れるようになりました。アジア太平洋地域の海外ボランティア団体との草の根のネットワークを活かして、アジア太平洋地域でボランティア活動をしたいという人を養成したり、持続可能な社会づくりに寄与することを目指して設立されましたが、それまでの蓄積を生かして、労働組合のボランティア活動を支援したり、大学のスタディ・ツアーの企画に協力する活動も展開しています。年間4000万円ぐらいの予算で活動しています。

日本ジェンダー学会の立ち上げにかかわり、2006年に10周年を迎えました。ベトナムに赴任している期間を除いて、事務局長の仕事を担当してきました。年1回の大会、年1冊の学会誌の発行、いくつかの研究会の実施、特別事業として世界女性文化会議・京都2001（その成果は日本ジェンダー学会・世界女性文化会議・京都2000記録編集委員会編『千年の願い、千年の誓い』、2002年12月）それと平行して出雲の御国の創作オペラの上演など、小さな学会としては欲張った活動をおこなってきました。そのための赤字が少し残っている状況です。会長・富士谷あつ子先生、副会長・上杉孝實教授、伊藤公雄教授らと、これからも活動を続けていくことになりそうです。

また、労働運動史の編纂にも携わってきました。昭和40年代の富山県労働運動史、その延長で富山県史の編纂にもかかわって、近代

編の執筆に加わりました。現在は兵庫県労働運動史編纂委員会の委員長として、昭和40年代の兵庫県労働運動史の執筆に取り組んでいます。大震災によって県の財政状況が悪化したために、編纂作業がやっと2006年度になって認められました。昭和40年代の労働組合活動家の中には死亡する人も出てきており、早く編纂作業を進める必要性が出てきています。定年後も、この仕事が続きます。

10 まとめ

これまでの研究活動を中心に述べてきましたが、私は法学部に勤めたことはありません。

非常勤講師として授業を担当したことはあっても、常勤として勤務したことはありません。このことが研究活動に影響を与えていることを感じています。経済学部経営法学科、文学部社会学科産業関係学専攻、国際協力研究科という法学の周辺で活動してきました。その結果、法解釈学を中心とする伝統的な労働法学に中心をおかず、労使関係論、アジア労働法、アジア法という隣接の領域に熱中してきました。それらを継続して続けられてきたことは、法学部ではない所で研究していたという環境に影響されてきたという気がします。アジア労働法を継続して研究を続けてこられたことは幸せであったと思っています。現段階では奇人ではなく、凡人になれたのではないかと思っています。

2007年4月からは、4つ目の大学として、大阪女学院大学国際・英語学部で「アジアの労働と人権」という授業を担当することにな

ります。できれば大学院を設置したいという希望があるようですので、大学院設置に協力したいと思っています。

最後になりましたが、これまで無事に研究・教育に携わることができたのは、3つの大学で支えていただいた同僚や職員の方々のおかげです。とても書ききれない多くのの方々のおかげであると思っています。こころから感謝を申し上げて、最終講義を終了させていただきます。ご清聴ありがとうございました。